

河津町商會... 昭七... 昭八... 昭九... 昭十... 昭十一... 昭十二... 昭十三... 昭十四... 昭十五... 昭十六... 昭十七... 昭十八... 昭十九... 昭二十... 昭二十一... 昭二十二... 昭二十三... 昭二十四... 昭二十五... 昭二十六... 昭二十七... 昭二十八... 昭二十九... 昭三十... 昭三十一... 昭三十二... 昭三十三... 昭三十四... 昭三十五... 昭三十六... 昭三十七... 昭三十八... 昭三十九... 昭四十... 昭四十一... 昭四十二... 昭四十三... 昭四十四... 昭四十五... 昭四十六... 昭四十七... 昭四十八... 昭四十九... 昭五十... 昭五十一... 昭五十二... 昭五十三... 昭五十四... 昭五十五... 昭五十六... 昭五十七... 昭五十八... 昭五十九... 昭六十... 昭六十一... 昭六十二... 昭六十三... 昭六十四... 昭六十五... 昭六十六... 昭六十七... 昭六十八... 昭六十九... 昭七十... 昭七十一... 昭七十二... 昭七十三... 昭七十四... 昭七十五... 昭七十六... 昭七十七... 昭七十八... 昭七十九... 昭八十... 昭八十一... 昭八十二... 昭八十三... 昭八十四... 昭八十五... 昭八十六... 昭八十七... 昭八十八... 昭八十九... 昭九十... 昭九十一... 昭九十二... 昭九十三... 昭九十四... 昭九十五... 昭九十六... 昭九十七... 昭九十八... 昭九十九... 昭一百...

機關並人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

項ニ對スル具體的明示ヲ要求シテ引揚ゲタリ  
 〔八月二十七日會見模様〕  
 會社側ヨリ回答第一項ニ對スル左記説明書ヲ手交シタルガ從  
 業員側ハ絶体ニ之ヲ承認シ難シト述ベ會見約三十分ニシテ會  
 見ヲ終レリ  
 説明書  
 昭和七年八月十六日付回答書第一項ノ説明ノ字句ハ難解ニテ  
 一般ニ徹底セザル嫌ヒアル旨交渉委員ヨリ申出アリタルニ付  
 其文意ヲ一層釐解シ易キ様要約スレバ左ノ通り  
 假令ハ昨年十月ノ如ク會社ノ事業縮少ニヨリ相當多數ヲ登  
 運スル場合ハ會社ハ就業難ノ程度ヲ參酌シ昨年十月ニ於ケ  
 ル支給率ニ準ジテ特別手當ヲ支給スル意味ナリ  
 其后ノ會社態度ハ依然其主張強硬ニシテ組合結成ヲ絶体排除  
 ノ意向ヲ有シ讓歩ノ模様ナク絶業決行爭議團員家族ヲシテ切